

かいほう

No.66



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

巻頭言

会長挨拶

社団法人全国建設機械器具リース業協会会長 荒井敏彦

2

調査報告書

建設機械の盗難被害の報告について

4

賠償制度

全建リース総合賠償制度支部別加入状況

7

関係法令

下請取引の適正化について

8

下請事業者への配慮等について

15

お知らせ

平成二十年度社外機械使用実態調査について

25



●写真 大川端リバーシティ21

支部だより

富山支部

26

報告

委員会活動報告

27

協会より

建設機械等レンタル（賃貸借）基本契約書

34

協会支部名簿

38

あとがき

39



「建設機械器具レンタル業界の 社会的地位向上をめざして」

会長 荒井敏彦

会員の皆様におかれましては、平素より協会事業にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

平成二十一年五月二十六日に第三十六回定期総会が開催され滞りなく終了いたしました。

役員一同、協会の運営・活性化のための重責に邁進しておりますが、建設機械器具レンタル業界を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあります。

このような経営環境であるときほど利益の出る経営を意識し、会員企業は原価管理に基づくレンタル料価格を維持するために大変重要な時期にあると思われまます。

また、我々の業界の社会的地位向上を目指す上で、冷静な経営判断・商慣習を意識した強い姿勢を維持するためにも、会員の皆様の貴重な情報交換の

場としての協会を改めて意識いただきたいと思います。

平成二十一年度も引き続き協会事業といたしまして、運営委員会を中心に、

①各支部及び各ブロック主催により「建設機械器具レンタル業 管理者教育講習会」を開催し、レンタル業全般にわたる知識、管理能力、レンタル業者の講じるべき法令順守の習得及び経営の健全化を図る。

②労働安全衛生法に基づく「特別教育」の推進。

③環境に配慮した建設機械の適正な燃料の軽油を使用する運動。

④貸出し機械の返却時の清掃についてのキャンペーン等の取組の推進。

⑤地域公共団体等との災害対策対応への協力体制の確立。

⑥会員が安心して業務に専念できるよう、不測の事故に対応する「全建リース総合賠償制度」の、さらに安価で良い保証を目指した商品開発等の提案および会員への普及促進につとめる。

⑦従業員の雇用の安定をはかるための、年金基金の未加入会員の加入促進を図ること。
を実施します。

なお、協会組織につきましては、既にお知らせいたしておりますが公益法人制度改革により「一般社団法人」としての移行認可申請に向けて運営委員会を中心に検討を行っておりますが、本部・支部統合した会計帳簿等の具体的な事務的処理についての協力が求められる年度に入ってきましたのでご協力をお願いいたします。

各会員が今後の組織体制や協会の方針への理解を深めていただく努力をするとともに、各委員会の活動により、各会員への情報提供等今後の対応の充実を図ってまいります。

最後になりましたが、会員各位のご隆盛をご祈念申し上げます。挨拶といたします。



建設機械盗難調査報告書 年度別推移

調査期間	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
受理番号	1-336	337-545	546-781	782-999	1,000-1,238
届け出件数	336	209	236	218	239
盗難建機台数計	628	366	255	226	276
被害額記入あり件数	266	180	192	174	142
被害総額計(単位：万円)	108,219	143,625	95,112	98,060	53,976
盗難建機数計	543	208	203	177	161
被害額記入なし件数	70	29	44	44	97
調査期間内の発見件数	3	4	5	7	5

調査期間	H 18	H 19	H 20	累計
受理番号	1,239-1,410	1,411-1,523	1,524-1,633	1-1,633
届け出件数	172	113	110	1,633
盗難建機台数計	252	129	134	2,266
被害額記入あり件数	69	52	61	1,136
被害総額計(単位：万円)	18,387	17,803	12,930	548,112
盗難建機数計	78	64	65	1,499
被害額記入なし件数	103	61	49	497
調査期間内の発見件数	2	1	0	27

注) H13年度はH13年7月から調査開始

1. 盗難発生場所別件数

発生場所	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	累計
自社敷地内	58	26	31	26	51	27	19	17	255
ユーザー敷地内	54	33	43	53	39	32	26	18	298
作業現場	220	144	148	130	136	112	64	60	1,014
その他	4	6	14	9	13	1	4	15	66
計	336	209	236	218	239	172	113	110	1,633

注) 上記は発見件数分も含む数値

追記

1. 価格、エンジン番号は未記入が多い
2. 盗難発生時間に午前午後の明記がなく、特定できない
3. 型式・製造番号の数字・アルファベットが不鮮明で性格に記録できない
4. 標準価格：新規購入価格

2. 機種別盗難建機台数

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計
積込機械	4	1	0	0	0	0	2	0	7
掘削機械	101	94	85	92	91	54	40	28	585
クレーン	12	8	10	10	4	3	1	4	52
締固め機械	5	1	6	5	5	7	4	1	34
運搬機械	21	21	44	33	22	8	9	5	163
発電機	144	68	53	50	86	56	29	45	531
溶接機	13	6	13	8	15	17	7	4	83
投光機	11	5	1	2	1	0	0	0	20
空気圧縮機	9	2	1	3	0	1	3	2	21
その他	308	160	42	23	52	106	34	45	770
計	628	366	255	226	276	252	129	134	2,266

3. 支部別届け出件数

支部名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計
北海道	7	8	21	20	5	0	0	7	68
青森	2	0	0	0	0	0	0	0	2
秋田	1	0	0	0	0	0	0	1	2
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	1	3	1	0	2	2	8	1	18
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	3	2	2	1	1	3	2	1	15
東京	91	83	59	50	18	7	14	11	333
神奈川	6	3	8	0	10	4	0	1	32
長野	1	0	0	0	1	0	0	0	2
群馬	7	0	1	0	0	0	0	0	8
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	8	2	0	0	0	0	0	1	11
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中部	110	48	73	66	102	46	21	19	485
富山	2	0	0	0	0	0	0	0	2
石川	4	1	0	0	0	0	0	0	5
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	11	1	0	1	0	0	0	1	14
兵庫	48	23	33	19	61	68	37	30	319
和歌山	18	7	1	5	3	20	0	8	62
滋賀	0	0	0	2	0	0	1	0	3
京都	0	0	1	0	0	0	0	1	2
中国	2	2	0	4	0	0	1	1	10
四国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州	14	26	36	46	35	22	29	27	235
沖縄	0	0	0	4	1	0	0	0	5
計	336	209	236	218	239	172	113	110	1,633

建設機械等の盗難・紛失報告書

情報提供日：平成 年 月 日

機 械 名：	製造会社：
型 式：	製造番号： エンジン番号：
塗 装 色：	その他番号(リース会社管理番号)：
購入年度：	標準価格：

被害区分(○で囲む)	盗 難 ・ 紛 失 ・ その他()
被害発生日時	平成 年 月 日～ 月 日 時頃
被害発生場所 ○で囲む ○で囲む	社名：
	住所：
	自社・ユーザー・その他 構内・置き場・作業現場・その他
届出警察署・日時	月 日 届出
被害者名 ※所有者	社名：
	住所：
※使用者	社名：
	住所：
連 絡 先	社名：
	支店・営業所：
	担当者氏名：
	TEL： FAX：

※形状・特徴・スケッチ・写真、及び説明文等を添付してください。

事故発生時の連絡・報告先(発生当日中に)

※被害者 → 警察署(訪問届出)
→ → 購入先ディーラー(FAX)
→ → → 所属支部事務所(FAX) → → → (社)全建リース協事務局
TEL 03-3255-0511
FAX 03-3255-0513

全建リース総合賠償制度 支部別加入状況表

(2009年5月計上分まで)

(単位：円)

支部名	会員数 (本社)	基本プラン		オペレーションミス特約 ＋ユーザー担保特約		合 計	加入率
		加入数	掛け金	加入数	掛け金		
北海道	64	28	6,097,000	27	12,036,000	18,133,000	43.8%
青 森	15	5	1,123,500	5	2,510,500	3,634,000	33.3%
秋 田	12	7	855,000	7	1,095,500	1,950,500	58.3%
岩 手	8	5	657,000	4	1,283,500	1,940,500	62.5%
宮 城	20	8	1,050,000	7	2,058,000	3,108,000	40.0%
山 形	8	6	773,500	6	1,224,000	1,997,500	75.0%
福 島	26	4	595,000	2	918,000	1,513,000	15.4%
新 潟	11	4	756,500	2	569,500	1,326,000	36.4%
群 馬	8	1	144,500	1	306,000	450,500	12.5%
栃 木	14	4	501,500	3	977,500	1,479,000	28.6%
東 京	168	45	7,189,000	30	15,221,000	22,410,000	26.8%
神奈川	46	19	2,689,000	17	10,066,500	12,755,500	41.3%
長 野	20	1	119,000	1	382,500	501,500	5.0%
静 岡	20	2	272,000	2	204,000	476,000	10.0%
中 部	56	30	5,064,500	19	10,574,500	15,639,000	53.6%
富 山	20	5	721,000	1	340,000	1,061,000	25.0%
石 川	22	10	1,270,500	5	1,149,500	2,420,000	45.5%
福 井	9	5	357,000	1	93,500	450,500	55.6%
滋 賀	17	5	816,000	4	1,290,000	2,106,000	29.4%
京 都	8	3	357,000	2	671,500	1,028,500	37.5%
大 阪	76	5	920,000	4	4,054,500	4,974,500	6.6%
和歌山	18	2	486,500	1	2,390,000	2,876,500	11.1%
兵 庫	20	7	937,500	5	1,034,500	1,972,000	35.0%
中 国	62	10	2,765,500	9	5,161,000	7,926,500	16.1%
四 国	12	2	306,000	2	671,500	977,500	16.7%
九 州	86	19	2,329,500	16	6,160,500	8,490,000	22.1%
沖 縄	14	12	1,889,000	10	6,700,000	8,589,000	85.7%
合 計	860	254	41,042,500	193	89,143,500	130,186,000	29.5%

下請取引の適正化について

現況の経済情勢の中、下請け事業者には特に景気の悪化により、経営環境が厳しいとの判断のもと、政府は、下請け事業者保護の強化を政策の重要な柱と位置づけ、下請代金支払い遅延等防止法の厳格な運用、違反行為への厳正な対処、相談体制の拡充等の対策が実施されております。

このため、関係事業団体にも、親事業者（レンタル業においても親事業者になる請負契約をすることがあります）に対し周知徹底を図るよう要望がありましたので、お知らせいたします。

平成20・11・11中第1号
公取企第70号
平成20年11月27日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣
公正取引委員会委員長

下請取引の適正化について

我が国経済は、原油・原材料高による影響に加え、世界的規模での金融危機が深まっていることに伴う世界的な景気後退の影響を受け、景気の下降局面が長期化そして深刻化するおそれが高まっております。

特に、中小・小規模企業については、こうした環境変化の影響をまともに受けており、仕入価格の上昇による経営圧迫や、困難な資金繰りなど、厳しい環境が続くと考えられます。

こうした経済情勢を踏まえ、政府は、8月29日に「安心実現のための緊急総合対策」を、10月30日に「生活対策」を取りまとめました。これらの対策の中で、下請事業者保護の強化を重要な柱と位置づけ、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）の厳格な運用、違反行為への厳正な対処、相談体制の拡充等が盛り込まれたところであります。

これを受け、中小企業庁は、先に成立した補正予算を用いて、財団法人全国中小企業取引振興協会及び全国47都道府県の中小企業振興センターなどに設置した「下請かけこみ寺」における弁護士無料相談の実施や、企業の経営者層を対象とした下請法遵守のためのセミナーを全国約100か所で開催することとしております。

また、公正取引委員会は「下請事業者支援特別対策」として、正当な理由なく書面調査に回答しない親事業者に対する立入検査や複数回改善指導の対象となった親事業者の代表者等を招致し再発防止の徹底を強く求める取組を実施するほか、補正予算を用いて、全国各地で下請法の概要を下請事業者に説明し情報提供を求める「草の根下請懇談会」を開催することとしております。

中小企業庁に「親事業者団体等に対する説明会の実施」等について

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/08100shitauke_gekkan.htm

公正取引委員会の「下請事業者支援特別対策」について

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/08.october/08100101.pdf>

下請法は、買ったとき、下請代金の減額、下請代金の支払遅延、割引困難な手形（長期手形）の交付等の行為を禁止するものであります。政府としては、違反した親事業者に対して、下請代金の減額分を下請事業者に返還させ、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせるなど、同法の厳正な運用にこれまでも努めてまいりましたが、今回の対策を受けて、なお一層厳正な運用を進めてまいります。

これから年末にかけて、金融繁忙期であることから下請事業者の資金繰り等について一層厳しさが増すことが懸念され、下請取引の厳正化を一層強力に推進していくことが必要と考えております。

つきましては、貴団体におかれましては、このような状況を十分に認識いただき、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、上記趣旨及び別紙1の事項について、改めて貴団体所属の親事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適性を強力に指導されるよう強く要請いたします。

なお、最近では、法令遵守意識の高まりを受け、自主的に様々な工夫を施し下請法の趣旨を分かりやすく社内の説明するなど、同法の理解が深まるような取組を積極的に行っている企業もあります。貴団体におかれても、このような取組を貴団体所属の事業者に推奨していただきたいと考えます。

また、大手企業の中には、依然として、法令遵守が徹底していない例が見られ、例えば、社内の調達担当者がコンプライアンス担当部門に相談しなかった結果、減額、支払遅延などの下請法違反行為が行われ、改善指導や勧告の対象となった親事業者もいます。勧告の対象となった場合には事業者名等の公表を行うことにもなります。かかる事態の生じることのないよう上記に併せて傘下の事業者にも周知いただきたいと考えます。

また、貴団体所属の下請事業者に対しましては、下請取引に関し親事業者による下請法違反のおそれのある行為を受けた場合には、積極的に別紙2記載の相談窓口あるいは「下請かけこみ寺」に相談するよう御指導方お願いいたします。

(別紙1)

親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

記

- 1 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務
 - ・下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（法第3条）
 - ・注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。（法第5条）
- 2 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務
 - ・下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（法第2条の2）
 - ・支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年利14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（法第4条の2）
- 3 受領拒否の禁止
 - ・納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。（法第4条第1項第1号）
- 4 下請代金の支払遅延の禁止
 - ・支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。（法第4条第1項第2号）
 - 例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れた理由に下請代金の支払を遅延すること。

5 下請代金の減額の禁止

- 下請事業者に責任がないのに、下請代金を減額すること。(法第4条第1項第3号)
(減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用すること。
- 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

6 返品禁止

- 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者に責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者にその物品等を引き取らせること。
(法第4条第1項第4号)

7 買いたたきの禁止

- 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(法第4条第1項第5号)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、(この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず)その見積価格の単価を少量の発注ししかない場合の単価として下請代金の額を定めること。

(注) 買いたたきの事例等を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。

公正取引委員会又は中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.jftc.go.jp/sitauke/pointkaisetsu.pdf>

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/070713shitaurekaikin_guide.htm

8 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

- 正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(法第4条第1項第6号)

9 報復措置の禁止

- 下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止する等の不利益な取扱いをすること。(法第4条第1項第7号)

10 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

- ・親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。(法第4条第2項第1号)

11 割引困難な手形の交付の禁止

- ・下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(法第4条第2項第2号)
 - 手形サイトは、原則として120日以内（繊維業にあっては90日以内）とすることとしている。(通達：41公取下第169号及び第233号、41企庁第339号及び第467号)

12 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

- ・下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(法第4条第2項第3号)

13 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

- ・下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後（役務提供委託の場合は役務の提供後）にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(法第4条第2項第4号)

(別紙2)

〔相談窓口〕

機 関 名	〒	住 所	電 話 番 号
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課	100-8987	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3373(直)
北海道事務所下請課	060-0042	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所取引課	980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-8420(直)
中部事務所下請課	460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9424(直)
近畿中国四国事務所下請課	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2176(直)
近畿中国四国事務所 中国支所取引課	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1501(代)
近畿中国四国事務所 四国支所取引課	760-0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-834-1441(代)
九州事務所下請課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6032(直)
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0049(直)
中小企業庁 事業環境部取引課	100-8912	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1669(直)
北海道経済産業局 産業部中小企業課	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783(直)
東北経済産業局 産業部中小企業課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-222-2425(直)
関東経済産業局 産業部中小企業課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0325(直)
中部経済産業局 産業部中小企業課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748(直)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6023(直)
中国経済産業局 産業部中小企業課	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館	082-224-5661(直)
四国経済産業局 産業部中小企業課	760-8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529(直)
九州経済産業局 産業部中小企業課	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5450(直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1755(直)

国総政第92号
国総建整第295号
平成21・03・16中第1号
平成21年3月24日

関係事業者団体代表者 殿

国土交通大臣

経済産業大臣

下請事業者への配慮等について

米国発の世界的な金融危機の発生により、世界経済は急速に減速しており、我が国経済も、輸出や生産がかつてない速度で減少するなど、景気が急速に悪化しています。こうした中、中小・小規模企業は、売上げや受注の急速な減少に直面し、資金繰りが悪化するなど、一段と厳しい状況にあります。

こうした経済情勢を踏まえ、政府は、下請事業者保護の強化を重要な柱と位置づけ、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）の厳格な運用、違反行為への厳正な対処、相談体制の拡充等を進めております。

1. 振興基準の遵守について

政府は、従来より、下請事業者の経営基盤を強化する観点から、親事業者に対して、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」（別紙参照）の遵守を要請してきたところであります。

昨年11月にも下請事業者への配慮等について要請したところでありますが、昨年秋以降の、生産や受注の急速な減少を受け、中小・小規模企業の業況は一段と悪化しており、極めて厳しい状況にあることにかんがみ、貴団体におかれましては、下請事業者が現在置かれている状況を十分御理解いただき、貴団体所属の親事業者に対して、特に以下の項目を始めとして、「振興基準」の遵守につき幅広く周知していただくようお願いします。

(1) 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮（第6の2）の（3）

短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

(2) 長期発注計画の揭示及び発注契約の長期化（第2の2）の（1）

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。

(3) 取引停止の予告（第2の7）

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

(4) 下請代金の支払方法の改善（第4の4）の(1)

親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。

2. 周知に関する具体的な取組について

また、「振興基準」の周知に当たりましては、貴団体所属の事業者に対して一層の徹底を図る観点から、例えば、貴団体の理事会等の会議の場で周知する、会報やホームページ等に掲載するなどの対応を図っていただくようお願いします。

3. ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）の利用について

現在、財団法人全国中小企業取引振興協会は、インターネットを利用した取引あっせんを行うビジネス・マッチング・ステーション（BMS）を運営しているところです。BMSは、取引あっせんの他、ビジネスパートナーの検索や、官公需情報の収集等も可能なシステムとなっていることから、是非、貴団体所属の事業者に対して、本システムへの参加を呼びかけていただくようお願いします。

なお、経済産業省では、「振興基準」を含む下請代金法、下請振興法の普及啓発を目的とした「下請取引改善講習会」を開催しております。貴団体傘下の親事業者に対して、上記講習会等への受講要請を行っていただくよう周知方よろしくお願いいたします。

(別紙)

振興基準

前文

下請中小企業は、我が国産業の多くの分野において広汎に存在し、国民経済の重要な担い手として我が国経済の著しい発展を支えてきたが、近年の環境変化の中で、さらなる対応を求められている。

まず、近年の経済のサービス化に伴い、サービス業等の役務委託取引においても下請分業関係の発展が見られており、サービス業等の下請中小企業の経営基盤強化が必要である。

ついで、下請中小企業を取り巻く環境として、国内面をみると消費者ニーズの多様化・高度化、商品のライフサイクルの短命化、技術革新、情報化の進展の中で、下請中小企業に対する要請も品質、性能、コスト等あらゆる面で多様化、高度化しており、下請事業者としてもこれに適切に対応していかなければならなくなっている。

また、国外との関係に目を向けると、特に製造業をはじめとして、国際化の進展に伴い親企業の海外進出、海外との競争が進むことにより、下請中小企業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、こうした状況に対処するために、また、東アジア地域の発展等により我が国企業の従来の比較優位が失われつつある中で、親企業と下請中小企業双方が共存し競争力を維持し発展していくためにも、親事業者、下請事業者ともに高度化する需要側の要請への対応や新たな需要の創出が重要となっている。

他方、人材・労働力確保という面については、依然として下請中小企業にとって、経営上の大きな問題である。

特に、一般的に「働き手」とされる生産年齢人口（15～64歳人口）は今後減少していくと考えられること、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られること等から下請中小企業が今後とも労働力を確保していくことは依然として容易ではない状況にある。こうした中で、下請中小企業がその経営を存続するため、円滑に人材・労働力確保を行っていくためには、労働時間短縮を始めとする労働条件の改善や職場環境改善、福利厚生施設の整備等、さらには、情報化や技術の向上への積極的対応等による企業イメージの向上等を通じた魅力ある職場づくりが必要となっている。

下請中小企業としては、このような環境の変化及び自らの実績を十分認識し、

① 親事業者にとって不可欠の企業となる

② 親事業者を複数化・多角化する

③ 製品、情報成果物及び役務（以下「製品等」という。）の自社開発により独立化をめざす。等多様な対応を図っていく必要があるが、いずれの場合にしても技術力の向上を中心とした体質改善、経営基盤の強化が不可欠であり、そのための一層の自助努力が必要である。

また、下請中小企業には、独自の技術力やノウハウを有すること等により、親企業と対等なパートナーシップを確立しているものもあるものの、その事業活動が親企業の発注の在り方に左右されやすい面があることから、下請中小企業が体質改善、経営基盤の強化や労働時間の短縮等を図っていくためには、発注方式等の面における親企業の協力が必要である。

親企業としても、下請中小企業の存在なくしては、より付加価値の高い製品・サービスを生み出していくことが困難であり、自らの発展もあり得ないという点を十分認識し、親企業としての立場を利用して下請中小企業に不当な取引条件を押し付けることなく、下請中小企業の体質改善、経営基盤の強化に対しその自主性を尊重しつつ積極的な協力を行うとともに、納期、納入頻度等における配慮等下請中小企業の労働時間短縮のための発注方式の改善等の協力を行うことが必要である。さらに、自らの努力により自主性に事業を運営し得る有能な企業に脱皮し、自立化や魅力ある職場づくりを行っていくとする下請中小企業に対しては、その努力を阻害することなく、必要に応じこれに対する支援を行うことが望まれる。

今後とも我が国経済が健全な発展を遂げ、同時に豊かな国民生活を実現していくためには、我が国経済に広範に広がる下請分業システムにおける不公正、不透明な取引を排除するとともに、親企業と下請中小企業とが相互の理解と信頼の下に協力関係を築き、共存共栄を図っていくことが必要である。

この基準は、このような観点から、下請事業者に対して努力の方向を示すとともに、これに対して親事業者がどのような協力を行うべきかを示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。

第1 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

1) 下請事業者の努力

今後、生産年齢人口が減少していくと考えられ、また、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られる中で、下請事業者が円滑に人材・労働力の確保を図るためには、労働時間の短縮を始めとする労働条件の改善等魅力ある職場づくりに努めていくことが必要である。

また、下請事業者に対する技術の向上等の要請に対応した一層の設備投資、技術開発を実施するため、また、経済の国際化の一層の進展に適切に対応するため、その経営基盤の強化を図ることも必要である。

下請事業者は、このような課題を達成することができるよう、生産性の向上に努めるとともに、高度化する下請中小企業に対する親企業の要求に応え、製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務品質（以下「製品の品質等」という。）の向上に努めることが必要である。

2) 親事業者の協力

親事業者は、下請事業者が生産性の向上又は製品の品質等の改善のための措置を円滑に進め得るよう、必要な協力をするよう努めるものとする。

第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

1) 発注分野の明確化

(1) 親事業者は、下請事業者が長期的な需要見通しの下にその生産、投資、技術開発等について長期的な経営方針を樹立し得るよう、相当期間における親事業者の下請事業者に対する発注分野（下請事業者に対して何を発注し、親事業者自らがどのような物品を製造、修理し、どのような情報成果物を作成し又はどのような役務を提供するのかの区分をいう。以下同じ。）を極力具体的に定め、これを親事業者との取引関係を有する下請事業者に明示するものとする。

なお、提示期間（発注分野が示される相当期間をいう。以下同じ。）中において下請事業者に対する発注分野を変更することが予定される場合には、その内容を併せて示すものとする。

(2) 親事業者は、提示期間中における下請事業者に対する発注は、前号の規定により明示した発注分野に沿ってこれを行うものとする。

(3) 第1号の規定により明示した発注分野は、当該提示期間中においてはこれを変更しないものとする。

技術革新により親事業者が発注を必要としなくなる場合その他これに類するやむを得ない理由により、発注分野を変更しようとするときは、その変更を行う時より相当期間前に、下請事業者に対し、当該変更の内容を明示するものとする。

- (4) 親事業者は、下請事業者に対する発注分野を変更するときは、当該変更に係る発注を受ける下請事業者に対し、他の種類の発注、技術指導等を実施する等その経営に著しい影響を及ぼさないよう十分に配慮するものとする。
 - (5) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により明示された発注分野に係る秘密を守るものとする。
- 2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化
- (1) 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。
 - (2) 親事業者は、長期発注計画の期間の長期化に努めるものとする。
 - (3) 親事業者は、下請事業者に対する具体的発注は、第1号の規定により提示した長期発注計画に沿ってこれを行うよう努めるものとする。
 - (4) 親事業者は、下請事業者に対する発注量を大幅に変動させないよう配慮するものとし、特に、発注量を親事業者の生産量の変動の程度以上に変動させないよう努めるものとする。
 - (5) 親事業者は、具体的発注についての契約を締結する場合には、できる限りその期間を長期化するよう努めるものとする。
 - (6) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により提示された長期発注計画に係る秘密を守るものとする。
- 3) 発注の安定化等
- (1) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の種類等の安定化及び発注量の平準化に努めるものとする。
また、将来の発注計画についての事前の情報提供及び事前情報の精度の向上、あるいは一定の在庫の保有等による事前情報と確定発注の乖離の縮小化等を通じて下請中小企業の計画的生産、生産平準化に協力するものとする。
 - (2) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品等について、標準化及び規格の整理統合を推進するものとする。
- 4) 納期、納入頻度の適正化等
- (1) 納期、納入頻度は、下請事業者の受注状況、設備及び技術の能力等を勘案して、下請事業者にとって無理がなく、かつ、下請中小企業の労働時間の短縮が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間短縮の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等について、抑制を図るものとするとともに、あらかじめ指定した納入日以前の納入（指定納入日前納入）に応じる等の措置を通じて、下請中小企業の納入事務の軽減等に協力するものとする。
 - (2) 親事業者は、発注後における発注内容の変更、支給材（親事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。）の支給の遅延等により、前号の規定により定めた納期が下請事業者にとって無理なものとなった場合には、その納期を変更する等、下請事業者の不利益にならないよう十分に配慮するものとする。
- 5) 発注の手続事務の円滑化等
- 親事業者は、下請事業者に対する発注の手続事務及び支給材の支給、設備、器具等（以下「設備等」という。）の貸与等に関する手続事務の円滑化、明確化に努めるものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間の短縮のため、下請事業者の要請に応じて、生産・配送システムの見直し等の取組を共同して行うものとする。
- 6) 設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化
- (1) 親事業者は、不当なやり直しが生じないように、発注に際して下請事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確化することにより、発注内容を明確にすることに努めるものとする。

(2) 親事業者は、既に発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、下請事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮するものとする。

7) 取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

1) 施設又は設備の導入

(1) 下請事業者は、生産性の向上及び製品の品質等の向上、従業者の労働時間短縮、高齢者等の有効活用等を図るため、その行う物品の製造等の技術的特性、数量等の実態に即して、高性能設備、専用設備、省力化設備、省エネルギー設備、作業軽減のための設備等の導入に努めるとともに、設備間及び工程間の有機的な関連の確保という観点から、設備の配置及び種類について検討を行い、その改善に努めるものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の施設又は設備の導入に際し、発注品目、発注量等の変更、設備の選定、配置、その効率的利用方法等に関する指導を実施する等の協力を行うものとする。

2) 技術の向上

(1) 下請事業者は、研究開発体制の整備、拡充により、従来の製品等の改良、新しい製品等の開発、新材料の開発利用等に努めるとともに、これらに必要な設計技術の向上を図るものとする。

(2) 下請事業者は、製品等の不良発生原因の追及、合理的工程の検討、作業標準の設定、内部検査基準の設定、検査設備及び検査体制の拡充等により、品質管理技術等の向上に努めるものとする。

(3) 下請事業者は、従業員の研修及び職業訓練の実施等により、現場作業技術の向上に努めるものとする。

(4) 下請事業者は、その行う製造の特性等に応じ、専門化技術及び量産化技術又は多品種少量生産技術等の高度な技術の取得に努めるものとする。

(5) 下請事業者は、省エネルギー技術、公害防止技術及び安全衛生技術等の取得に努めるものとする。

(6) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術の向上について、技術指導員の派遣、講習会の開催、下請事業者の従業員の研修の受入れを実施する等の協力を行うものとする。

(7) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術開発に協力するとともに、可能な範囲内において、自己の所有する知的財産を提供するものとする。

また、親事業者は、自らの技術指導や研究者派遣等の協力により、下請事業者が開発した技術の実施及びその成果の帰属につき下請事業者の適正な利益に十分配慮するものとする。

この考えを踏まえ、親事業者、下請事業者の双方が寄与した技術・ノウハウ等の帰属については、両者の知的貢献度を十分踏まえた上で、契約書において明確化するよう努めるとともに、取引において相手方の技術・ノウハウ等を知り得る場合は、機密保持契約を締結し、また、対価の考え方を正当に定め明確化するよう努めるものとする。

3) 経営管理等の改善

(1) 下請事業者は、長期経営方針、利益計画、資金計画、設備計画、生産計画等の経営計画の作成、価値分析の実施、計数管理方式の導入等その経営の実態に即した効果的な経営管理手法の採用により、経営管理の改善に努めるものとする。また、労働力需給の中長期的動向を

踏まえ、労働力の確保を図るために必要な労働時間の短縮、職場環境の改善等人事・労務管理の改善に努めるものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の経営管理及び人事・労務管理の改善について、講習会、研究会を開催する等の協力を行うものとする。

4) 事業の共同化

(1) 下請事業者は、その業種、業態等の実態に応じて、量産化、専門化、付加価値の増大、施設又は設備の導入、研究開発の効率化、販売力の強化、原材料等の購買の合理化、情報収集の効率化、人材・労働力確保の円滑化、福利厚生施設の整備、海外進出の円滑化等を効果的に推進するため、他事業者との共同化を積極的に実施するものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じて、発注品目、発注量等の変更、発注方法の整備、技術指導、経営指導を実施する等、下請事業者の共同化を進めやすくするよう適切な措置を講ずるものとする。

5) 情報化への積極的対応

(1) 下請事業者は、管理能力の向上、受注から給付の提供に至るまでの事務量軽減、事務の迅速化等を効率的に推進するため、情報関連機器の積極的導入に努めるとともに、電子受発注等に対しても、その効果等を十分検討の上基本的にはこれに積極的に対応していくことが必要である。

(2) 親事業者は、下請事業者が情報化の進展に円滑に対応することができるよう、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ又はソフトウェアの提供、データベースの提供、オペレータの研修、コンピュータ、ソフトウェア等に係る費用負担軽減のための援助等の協力を行うものとする。

(3) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。

① 電子受発注等を行うこととするかどうかの決定にあたっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

② 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。

③ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。

④ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。

⑤ 下請事業者が電子受発注等に円滑に対応することができるよう、長期発注計画の提示、発注の安定化及び納期の適正化には特に留意すること。

⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないように、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。

⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

その際、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技

術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

- (2) 前号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。

また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について随時再協議を行うものとする。

さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存するものとする。

2) 納品の検査の方法の改善

- (1) 親事業者が下請事業者に対し発注をしようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ、協議して定めるものとする。

- (2) 親事業者は、納品の検査は、前号の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、当該納入後、速やかに、これを行うものとする。

3) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善

- (1) 親事業者が下請事業者に対し支給材を支給しようとする場合又は設備等を貸与しようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、支給材又は設備等の保管の方法及び瑕疵ある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、支給又は貸与の時期並びに対価の決定方法その他支給又は貸与について必要な規定を、あらかじめ、協議して定めるものとする。

- (2) 親事業者は、下請事業者に対する支給材の支給又は設備等の貸与は、前号により定めた規定に基づき、これを行うものとする。

4) 下請代金の支払方法の改善

- (1) 親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。

- (2) 親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、手形期間の短期化に努めるものとし、親事業者が政府により標準手形期間が定められている業種に属するものであるときは、少なくとも当該手形期間を超えないものとする。

- (3) 親事業者は、下請代金の支払方法として一括決済方式（親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。以下同じ。）を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。

① 一括決済方式への加入及び脱退は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。

② 一括決済方式に加入した下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

③ その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。

第5 下請事業者の連携の推進に関する事項

- (1) 下請事業者は、施設又は設備の導入、技術の向上、経営の合理化、事業の共同化等をグループとして効率的に推進するため、及び親事業者と下請事業者との円滑な関係を確立するため、事業協同組合による組織化等の連携を積極的に進めるものとする。

- (2) 下請事業協同組合等下請事業者の連携による団体（以下「下請団体」という。）は、自主的かつ積極的に活動するものとする。
- (3) 下請団体は、下請事業者の連携をより効果的なものとするため、他の下請団体との連携を図るものとする。このため、下請団体相互の連合組織の拡大強化に努めるものとする。
- (4) 親事業者は、下請事業者の連携に協力し、その育成に努めるものとする。
また、親事業者は、下請団体の自主的な運営を阻害してはならないものとする。
- (5) 親事業者と下請団体は、発注分野の明確化、発注方法の改善、取引条件の改善その他の適正な取引慣行の樹立その他親事業者と下請事業者との間の円滑な関係の推進を図るため、定期的な協議を行うよう努めるとともに、必要に応じ、随時、協議を行うものとする。

第6 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

1) 一般的留意事項

(1) 下請事業者の自主性の尊重

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に対する指導等に際し、下請事業者の自主性を尊重するよう留意するものとする。特に、下請事業者の取引先の開拓、変更等について不当に干渉してはならないものとする。

(2) 下請関係円滑化のための親事業者の体制の整備

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に関する指導その他下請事業者との関係全般について、下請事業者が容易に親事業者との連絡協議を図ることができ、その連絡協議に対し、親事業者としての責任ある処理をなし得るよう、親事業者内の体制の整備に努めるものとする。

また、親事業者は、その外注担当者が、下請取引を行う上で必要な関係法令等に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(3) 基本契約の締結

下請事業者及び親事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。

(4) 国等の他の施策との関連

① 下請事業者及び親事業者は、試験研究機関等による技術指導、技術情報の提供等国又は地方公共団体による施策を積極的に活用するものとする。

② 下請事業者は、その属する業種について、中小企業経営革新支援法による業種別の経営基盤強化計画等が定められている場合には、当該計画に定める事項を達成するよう努めるものとし、親事業者は、これに協力するものとする。

③ 親事業者は、下請企業振興協会による下請取引のあっせんに対する協力等を通じ、下請事業者の仕事量の確保に努めるものとする。

④ 複数の取引先を有する下請中小企業にとって、取引先の休日の不一致は、休日取得の妨げとなることから、下請中小企業の労働時間短縮を推進するため、親事業者は休日カレンダーの作成等により、業種や地域の特性を踏まえつつ、その事業所間、あるいは親企業相互の休日の調整を進めていくものとする。

⑤ 下請事業者及び親事業者は、本基準の遵守その他事業の運営にあたり、省エネルギー対策、公害の防止、リサイクル、地球温暖化防止等の環境保全対策及び労働基準・安全衛生の確保その他国の施策との関連に十分に配慮するものとする。

(5) 本基準遵守のための下請事業者との協力関係等

① 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者を主たる構成員とする団体（以下「親事業者団体」という。）は、互いに意思の十分な疎通を図りつつ、本基準の円滑な実施に努めるものとする。

- ② 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者団体は、それぞれ、本基準の実施に関して、都道府県、各省庁の地方支分部局及び各省庁並びに下請企業振興協会の指導、助言等を積極的に活用するとともに、これらの機関からの指導、助言に十分に協力するものとする。
- (6) 売掛債権の譲渡承諾
親事業者は、下請事業者が売掛債権を担保等として資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡の承諾に適切に努めるものとする。
- (7) 知的財産の取扱いについて
- ① 下請事業者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。
- ② 下請事業者及び親事業者は、特許権、著作権等知的財産権や、営業秘密等知的財産の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるものとする。
- ③ 親事業者は、契約上知り得た下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うものとする。
- 2) 最近の経済環境の変化に伴う留意点
- (1) 国際化の進展に伴う留意点
- ① 下請事業者は次の事項に留意するものとする。
- イ. 下請事業者は、親事業者の海外進出の進展等の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自ら取引の可能性の幅を拡大するよう努めること。
- ロ. 下請事業者は、自ら海外進出を行う場合には、十分な事前準備を行うほか、共同化を図るなどにより、その円滑な実施に努めること。
- ② 親事業者は次の事項に配慮するものとする。
- イ. 親事業者は、海外進出等に際しては、その計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに對し、下請事業者の要請に応じ積極的支援を行うこと。
- ロ. 下請事業者に対し、海外進出を要請する場合には、下請事業者の自主的判断を十分尊重するとともに、親事業者としての立場を利用して海外進出を強制し又は要請に応じないことを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
- ハ. 下請事業者が親事業者とともに海外進出を行う場合には、親事業者は下請事業者に対し現地の労働面、市場面その他の面の事情について、十分な情報提供、指導その他必要な協力を行うこと。
- (2) 親事業者の事業再編の進展に伴う留意点
- ① 下請事業者は親事業者の事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等（以下「工場移転等」という。）の事業再編の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自らの取引の可能性の幅を拡大するよう努めるものとする。
- ② 親事業者は、工場移転等に際してはその計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに對し、下請事業者の要請に応じ積極的支援を行うものとする。
- (3) 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮
短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響に極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

附 則

1. この基準は、平成15年11月1日から適用する。
2. 平成3年2月8日付け3企庁第108号は廃止する。

平成20年度社外機械使用実態調査について

本調査は、社団法人日本土木工業協会が昭和52年より、毎年継続的に建設工事に使用する建設機械等について調査が行われていましたが、平成15年度の調査結果以降、社外機械使用率の高い状況が継続している結果が定着していることであり、大きな変化がないことから、平成20年度分より調査を中止したことの通知がありましたのでお知らせいたします。

LETTERS BRANCH

FROM THE

支 部 だ よ り

● 富 山 支 部

まず、富山支部では昨年平成20年度の総会において、20年間慣れ親しんできた「富山県建設機械リース業協同組合」を解散し、新たに「富山県建機レンタル業協会」として名称を変えて、元の協会として再発足したことをご報告いたします。

時代も変わり、市場環境もかつてとは様変わりし、協同組合であることの意義を失ったことや、また将来石川・福井・富山北陸三県各協会の統合を見据えた改組であって、一人の反対や脱会もなくスムーズに改組することができました。

富山支部は、現在、正会員23社、賛助会員11社で構成されていますが、ここ数年、総会を除く、新年会や研修会など主な事業は、北陸三県の合同事業として開催しています。

富山県は北は富山湾に面し、東には北アルプス立山連峰、南は飛騨の山々、西は俱利伽羅峠に囲まれた人口110万人の大変コンパクトな県です。

富山には、わが国の土木歴史上、貴重な遺産である立山砂防事業があります。

かつて常願寺川は、立山カルデラから流出する土砂が原因で洪水氾濫を繰り返し「日本一の暴れ川」と呼

ばれていました。頻発する洪水に県は、明治39年立山カルデラ内で砂防工事を始めましたが、自然の猛威の前に歯が立たず、大正15年、国の直轄工事として引き継がれることになりました。

以後80年余、立山砂防の技術陣は幾多の困難と闘いながら、最高の技術を駆使して次々と砂防施設を完成させた結果、かつて富山平野を襲った悲惨な災害がなくなり、昔と比べれば明らかに県民が安心して生活できるようになりました。日本一の暴れ川を制しただけあって、立山カルデラには日本の砂防技術を代表する施設が多く、砂防関係者から「砂防



のメツカ」と呼ばれています。しかし、立山カルデラには今なお多重の不安定土砂が残っており、富山平野のより一層の安全をめざしてたゆみない砂防の努力が続けられています。

この立山山麓の常願寺川の水源地の地質は脆弱な火山堆積物で、非常に崩れやすい特徴があり、安政5年(1858)の大地震時は、「鷲崩れ」で知られる大規模な崩壊が立山カルデラ内で発生、崩壊土砂は現在も不安定な状態で蓄積し、降雨のたびに下流へ流出しています。この土砂流出による被害が下流の富山平野で起らないよう砂防堰堤や山腹緑化等を整備し、危険を未然に防ぐことが立山砂防事業の大きな目的となっています。

なお、昭和初期に建設された、砂防工事用トロッコ軌道は登録有形文化財に、また基幹砂防堰堤「白岩堰堤砂防施設」は国の重要文化財(建造物)に指定されています。詳しくは、立山町芦峠寺字ブナ坂にある「立山カルデラ砂防博物館」をお訪ねください。いろいろな体験学習会も企画されています。

(記) 平成21年5月

富山県建機レンタル業協会

会長 大愛恒雄

平成20・21年度総会等・委員会活動報告

(平成20年5月30日～平成21年5月26日)

協会本部の各委員会の活動内容を議事録に基づき、議題を中心に簡略的にまとめたものです。年間1回(6月発行)掲載いたします。

第36回定期総会

日 時 平成21年5月26日(火) 15:00～16:00
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃中の間

議 事

- 第1号議案 平成20年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 平成20年度収支決算書承認の件
会計監査報告
 - 第3号議案 辞任に伴う役員選任の件
 - 第4号議案 平成21年度事業計画(案)に関する件
 - 第5号議案 平成21年度収支予算(案)に関する件
- 第1号議案から第5号議案について審議が行われ、承認可決された。

第88回理事会(常任理事会と合同)

日 時 平成21年5月26日(火) 14:00～15:00
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃西の間

議 事

【決議事項】

- 1、第36回定期総会議案書について
 - (1)第1号議案 平成20年度事業報告承認の件
平成20年度事業について、議案書を基に説明が行われ、検討の結果原案通り総会に上程することとなった。
 - (2)第2号議案 平成20年度収支決算書承認の件
会計監査報告
 - (3)第3号議案 辞任に伴う役員選任の件
 - (4)第4号議案 平成21年度事業計画(案)に関する件
 - (5)第5号議案 平成21年度収支予算(案)に関する件

【報告事項】

- 2、公益法人制度改革について
- 3、平成20年度入退会者について
正会員入会16社・退会8社が報告された。
- 4、平成21年度年間事業スケジュールについて
- 5、委員会報告
 - (1)運営委員会
 - (2)流通委員会
 - (3)可発専門委員会
- 6、全建リース総合賠償制度加入状況及び(有)ゼンケン決算(案)

7、その他
について

第87回理事会（常任理事会と合同）

日 時 平成20年10月28日（火） 14:30～15:45
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃西の間

議 事

【決議事項】

1、平成20年度予算増額変更について

以下を作成するため、平成20年度予算を増額変更しなければならなくなった旨説明され、了承された。

- ・ 教育事業の一環として作成した「建設機械器具レンタル業での要点」テキストの追加ページ
- ・ 盗難防止用ポスター
- ・ 過積載の禁止ポスター及びチラシ
- ・ 公益法人制度改革の周知をはかるための「かいほう」臨時特集号

2、平成21年度暫定予算執行について

・ 各地方において説明会を開催
「暫定予算として、平成21年度予算の成立日まで（4月・5月の2か月分）平成20年度の事業予算により収支を行う」ことについて理事会の承認が必要であることが説明され、了承された。

3、就業規則について

現在の就業規則は昭和61年に作成されたものであり時代に即していないことから、労働基準法の改正等を受け新たに社会保険労務士に依頼して作成したことが説明され了承された。

【報告事項】

4、公益法人制度改革について

概要について説明があり、この改革が始まったばかりであり具体的な判断や実例等ないことから、各支部においても説明会や検討を行い、協会の方針を決定することとなった。

5、委員会報告

(1) 運営委員会 荒井会長

・ 平成20年度上期入退会者について
正会員入会16社・退会8社、賛助会員入会1社・退会1社が報告された。

・ 管理者教育講習会実施状況について

・ 平成21年度年間事業スケジュール（案）について

(2) 流通委員会 末田副会長

・ 盗難防止・過積載の禁止ポスター等の頒布状況について

・ 全建リース総合賠償制度加入状況について

(3) 可発専門委員会 風間常任理事

・ 平成20年度講習会・試験結果について

・ 平成21年度講習会スケジュールについて

更新講習の受講者数見込みについて、平成20年度と同じく多数であることが説明された。

6、全建リース総合賠償制度改訂について

保険料通減方式の導入、他社からの切替時の無事故割引適用、事故割増引制度の改訂の3点について損害保険会社の担

当者より説明され、より良い制度になったことが強調された。

7、その他

平成19年度特定特殊自動車の使用燃料の抜取調査結果について

常任理事懇談会

日 時 平成21年2月10日(火) 13:30～16:30
場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議 題

- 1、セーフティネット保証の活用状況について
- 2、各地域の現状について
- 3、公益法人制度改革について

会長・副会長会議

日 時 平成20年6月11日(水) 11:11～11:30
場 所 山の上ホテル 別館2階 川の間

議 題

- 1、平成20年度協会運営について

第35回定期総会で選任された新役員に基づき、各委員会構成が説明され、了承された。

2、教育事業の一環として

「過積載禁止」及び「盗難対策」のポスター及びチラシを作成することが決定された。

運営委員会

日 時 平成20年6月11日(水) 11:30～13:20
場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議 題

1、委員会、委員長、委員の確認

各委員会のメンバー及び委員会の構成について了承された。

2、事業計画について

議案書に掲載した7項目について改めて方針が確認された。

- (1) 管理者教育講習会を開催
 - (2) 労働安全衛生法に基づく特別教育の推進
 - (3) 適正燃料を使用する運動
 - (4) 貸出機械の返却時の清掃(泥落とし)の推進
 - (5) 災害時の協力体制の確立
 - (6) 全建リース総合賠償制度の普及促進
 - (7) 年金基金の加入促進
- 3、その他

「過積載禁止」及び「盗難対策」のポスター及びチラシを作成することが決定された。

また、(社)日本建設機械工業会発行の「安全のしおり」についても、支部でとりまとめ頒布することとなった。

運営委員会

日 時 平成20年9月24日(水) 15:00～16:30
 場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議 題

- 1、流通委員会のアンケート結果について
 適正な単価等について、管理者教育講習会を通じて原価管理等の周知をはかることが重要であるという意見が出された。
- 2、全建リース総合賠償制度改訂について
 保険料逓減方式の導入、他社からの切替時の無事故割引適用、事故割増引制度の改訂の3点について損害保険会社の担当者より説明され、検討の結果、更に変更したものを次回委員会にて報告することとなった。
- 3、第87回理事会提出議案について
 ・平成20年度予算増額変更について
 公益法人制度改革の仕組みや協会の方針について「かいほう臨時特集号」を作成する等のため、平成20年度予算を増額変更しなければならなくなった旨説明され、了承され、第87回理事会に提出されることとなった。
- 4、平成21年度年間事業スケジュール(案)について
 第87回理事会に上程されることとなった。

会長・副会長会議

日 時 平成21年2月10日(火) 11:30～13:00

場 所 山の上ホテル 本館2階 竹の間

議 題

- 1、役員辞任等について

会長・副会長会議

日 時 平成21年3月12日(木) 11:30～12:50
 場 所 山の上ホテル 本館2階 竹の間

議 題

- 1、平成20年度事業決算(見込額)について
- 2、平成21年度事業計画(案)について
- 3、平成21年度事業予算(案)について
- 4、第88回理事会・第36回定期総会議事次第について
- 5、平成21年度年間事業スケジュールについて

運営委員会

日 時 平成21年3月12日(木) 13:00～14:00
 場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議 題

- 1、平成20年度事業決算(見込額)について
- 2、平成21年度事業計画(案)について

- 3、平成21年度事業予算(案)について
- 4、第88回理事会・第36回定期総会議事次第について
- 5、平成21年度年間事業スケジュールについて

流通専門委員会と大手広域レンタル業者、並びに建機メーカーレンタル事業担当責任者との懇談会

日 時 平成20年6月11日(水) 13:30～16:30
場 所 山の上ホテル 別館2階 海の間

テーマ

- 1、レンタル業界の現況と今後の動向について

流通委員会と大手広域レンタル業者、地場大手レンタル業者、並びに大型建機メーカー、汎用機メーカーとの懇談会

日 時 平成20年9月9日(火) 13:00～16:30
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃西の間

テーマ

- 1、地域の現況と共存への方策について
- 2、メーカーからの要望について

流通専門委員会と大手広域レンタル業者との懇談会

日 時 平成20年12月4日(木) 14:30～16:30
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 真珠の間

テーマ

- 1、排出ガス対策型建設機械の建設工事費の概算について
- 2、不正燃料調査結果への対応について
- 3、業界の現況について

流通専門委員会

日 時 平成21年3月12日(木) 14:15～16:00
場 所 山の上ホテル 別館2階 海の間

議題

- 1、地域における業界の現況と今後の対応について
- 2、平成21年度 流通委員会スケジュールについて

可発専門委員会

日 時 平成20年8月7日(木) 13:30～14:40
場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議 題

- 1、平成20年度 講習会・試験 実施結果について
 受講・受験申込者数は48名であり、出席者数419名、欠席者数は14名であった。内訳は正会員421名、非会員27名であった。
- 2、平成20年度 認定試験結果について
 本年度試験結果は、受験者数419名、合格者数363名、不合格者数56名、合格率86・9%となった。
- 3、平成20年度 更新講習実施結果について
 更新講習は対象者1329名に対し申込者数1009名、出席者数989名、欠席者数20名であった。
- 4、平成21年度 講習会スケジュールについて
 平成21年度更新講習は、対象者数は合計で1356名であり、内8割を受講見込みとしている。
 例年10会場であるが、東京地区は多人数のため2回開催とし、延べ11会場となった。なお、中国地区においては広島会場と岡山会場の交互開催とする。
- 5、定期点検済証票（ステッカー）に付保されている損害保険の補償内容について

議 題

- 1、平成20年度 講習会・試験結果、更新講習会について
- 2、平成20年度 合格者の登録状況について
- 3、定期点検済証票・定期点検記録表頒布一覧表について
- 4、平成21年度 講習会スケジュールについて

可発専門委員会と講師との合同会議

日 時 平成20年10月3日（金） 15：30～17：00
 場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

講習地	更新講習		新規講習
	7月1日(水)	7月7日(火)	
東京	7月1日(水)	7月7日(火)	6月4日(木)～6月5日(金)
沖繩	6月8日(月)	6月8日(月)	6月9日(火)～6月10日(水)
福岡	6月12日(金)	6月12日(金)	6月10日(水)～6月11日(木)
岡山	6月15日(月)	6月15日(月)	6月16日(火)～6月17日(水)
大阪	6月19日(金)	6月19日(金)	6月17日(水)～6月18日(木)
名古屋	6月25日(木)	6月25日(木)	6月23日(火)～6月24日(水)
仙台	7月10日(金)	7月10日(金)	7月8日(水)～7月9日(木)
札幌	7月16日(木)	7月16日(木)	7月14日(火)～7月15日(水)
高松	7月2日(木)	7月2日(木)	—
石川	7月2日(木)	7月2日(木)	—

可発専門委員会

日 時 平成21年2月5日(木) 13:00～14:35
場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議 題

- 1、報告事項
平成21年度 新規講習会案内、更新講習会案内について
平成21年度 更新講習受講者数について
- 2、定期点検済証票・定期点検記録表の頒布状況について
- 3、平成20年度決算(案)について
- 4、平成21年度予算(案)について
- 5、定期点検済証票事業 平成20年度決算(案)・平成21年度予算(案)について

可発技術専門部会と講師との合同会議

日 時 平成21年2月19日(木) 12:00～15:30
場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議 題

- 1、平成21年度 可搬形発電機整備技術者認定試験問題について
- 2、平成21年度 講習テキストについて



建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書

印 紙

第 1 条 (総則)

賃借人を甲、賃貸人を乙(甲の連帯保証人を丙)として、建設機械など(以下「物件」という)のレンタルに関し、次の通りレンタル基本契約を締結する(以下「本契約」という)。

なお、本契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。

(※連帯保証人をつける場合は、三通作成し、丙もその一通を保有する。)

第 2 条 (本契約の個別契約への適用)

本契約は、別途当事者間に特約のない限り、本契約期間中、甲乙間に締結される一切の個別契約に適用される。

第 3 条 (個別レンタルの申込み)

本契約に基づき、甲は乙と物件の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡し予定日・引渡し返還場所・レンタル期間・料金・支払条件・輸送方法・修繕費・その他の条件について取り決めの上、レンタル契約を申し込む。

第 4 条 (個別契約の成立)

個々のレンタル契約は、甲が前第3条にしたがって申込み(口頭による場合を含む)、乙の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する(以下「個別契約」という)。

ただし、甲の工事現場責任者またはその代理人による申込みによっても成立する。

第 5 条 (レンタル期間)

① レンタル期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日迄とする。

② 甲が、個別契約に定めるレンタル期間の短縮、または延長を申し出て、乙がそれを認めるときは、この期間およびレンタル料金について別途協議する。

第 6 条 (保証金)

甲は個別契約成立と同時に、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金またはそれに代わるもので乙に支払う。

この保証金は個別契約諸条項の遵守・履行の担保とし、当該個別契約終了時に清算する。

ただし、この保証金に利息はつけない。

第 7 条 (物件の引渡し)

① 乙の物件引渡しは、原則として乙の指定場所で、甲の指定する工事現場責任者・代理人、あるいは運送受託人に対して行う。

② 甲は、物件の引渡しを受けると同時に、借受証、あるいは受領証を乙に交付する。

③ 組立・据付・あるいは解体作業をとまなう物件の引渡しについては、その都度個別契約においてレンタル期間の開始日および返還条件などを定める。

④ 物件の搬出人・運送・積み下ろしなどにもなう事故は、甲、または甲の手配による場合は甲の責任とし、乙、または乙の手配による場合は乙の責任とする。

第 8 条 (物件の検収)

甲は、物件受領後、ただちに乙の発行する出荷案内状、あるいは納品書ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能・数量などについて検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。

もし、物件の不適合・不完全・不足、その他瑕疵などを発見した場合には、ただちに乙に連絡する。

乙が、甲の連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに物件を修理するか、または代替の物件を引渡す。

第 9 条 (物件の保守管理)

① 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件

を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。

その為の費用は特約のない限り、甲が負担する。

- ② 月例自主点検などを必要とする物件については、別途特約のない限り、甲の責任と負担でこれを行う。
- ③ 甲の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、乙の責任と負担でこれを修理するか、または代替の物件を引渡す。
- ④ 甲がレンタル期間中における物件の保守管理を希望する場合は、別途保守管理契約を締結する。

第 10 条 (物件の検査)

乙は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる。

第 11 条 (物件についての損害補償)

- ① 物件が、天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議して定める。
- ② 物件が、甲の使用法・取扱いの不備などにより損傷した場合は、修理費および修理期間に相応したレンタル料金を補償金として甲は乙に支払う。
- ③ 甲の過失により物件が盗難にあたり、滅失した場合は、物件と同じ同等品を乙に返却するか、または時価相当額を甲は乙に支払う。

第 12 条 (損害賠償責任)

甲が乙の物件の保管・使用に起因して(ただし、乙の整備不良など乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く)第三者に対し人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。

ただし、乙があらかじめ賠償責任保険を付している事故について乙が保険金を受け取った場合は、その保険受取金額を限度とし、乙は甲に交付することができる。

第 13 条 (禁止事項)

甲が乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

1. 物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。
2. 物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
3. 物件を、本来の用途以外に使用すること。
4. 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること。
5. 個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。
6. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
7. 物件に表示された所有者の表示や標識を、乙の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

第 14 条 (通知義務)

甲、乙(又は丙)は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にすみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

1. 甲は、物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
2. 住所を移転したとき。
3. 代表者を変更したとき。
4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
5. 物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき。

第 15 条 (個別契約満了時の処理と物件の返還)

- ① 個別契約期間満了時、または期限前であっても第16条により、乙から物件返還の請求があった時は、甲はただちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は物件の返還を受けると同時に甲に受領証を交付する。
- ② 返還に伴う輸送費、およびその物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。
- ③ 物件の返還は、甲乙双方立ち合いのうえ、行うこととする。ただし、甲が立ち合うことができない場合は、乙の検収をもって有効とする。
- ④ 甲は物件を返還する時は、それが甲の使用

方法、取扱いの不備などにより毀損した場合に限り（期間経過相応の損耗を除く）第11条②項の定めに従い、甲の負担において物件を原状に復して返還するか、またはその費用を乙に支払う。

- ⑤ 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権ならびに同時履行抗弁権を行使しない。

第 16 条（契約の解除）

下記の場合、甲または乙は本契約および個別契約を解除することができる。

- ① 甲または乙が、本契約または個別契約の条項のいずれかに違反したとき。
- ② 甲が、レンタル料などの支払いを怠ったとき。
- ③ 甲が、物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。
- ④ 甲または乙が、営業上の休廃止・解散をし、あるいは差押・仮差押・強制執行・手形交換所の不渡処分・公租公課の滞納処分を受け、または破産・和議・会社整理・会社更生の申し立てをしたとき。
- ⑤ 乙の、レンタル物件が盗難にあった場合、もしくは物件が滅失し、または毀損し使用不能となった場合。

第 17 条（契約解除時の処置）

前条の規定により、本契約および個別契約が解除された場合には、乙はただちに物件を引取るものとし、その引取に要する費用は責のある当事者が負担するとともに、乙の引取りに対して甲は乙に協力しなければならない。

第 18 条（中途解約）

- ① 個別契約期間中における中途解約は原則として認められない。
- ただし、甲が特別の事由により、期間満了前に申し出、乙がこれを認めた場合はこの限りではない。
- ② 前項において、解約が認められた場合、甲はただちに第15条の規定に基づく手続きを履行する。

第 19 条（解約損害金）

本契約および別契約が第16条および第18条に

より契約解除となり、物件返還がされた場合においても、甲はあらかじめ特約した損害金を支払う。ただし、特約のない場合は甲乙協議のうえ、損害金・賠償金を定める。

第 20 条（秘密の保持）

乙はこの契約の履行にともない、工事について知り得た情報・知識・工法・技術および甲の営業上の秘密の一切を、この契約終了後といえども他に漏らしてはならない。

また、乙の使用人などにこれらの秘密を漏らさないようにさせなければならない。

第 21 条（連帯保証人）

連帯保証人は甲と連帯して、本契約および個別契約上の義務の履行を保証する。

※乙が必要とする場合には連帯保証人をつけることができる。

第 22 条（契約期間）

基本契約の有効期間は平成 年 月 日より 年とする。

ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれかより解約の意思表示がない限り、自動的に1ヶ年間更新されたものとし、以後も同様とする。

第 23 条（公正証書）

甲および丙が本契約および個別契約に定める金銭債務の履行を怠ったときは、その財産についてただちに強制執行を受けることを承諾する。

乙から要求あり次第、本契約および個別契約について公正証書を作成するものとし、これに要する費用は甲の負担とする。

※乙が必要とする場合には公正証書を作成することができる。

第 24 条（訴訟管轄）

本契約および個別契約にもとづく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。

第 25 条（特約）

第 26 条（補則）

本契約に定めなき事項については、甲乙は誠意をもって協議し処理する。

契約 No.

平成 年 月 日

賃借人(甲) 住所
氏名

⑩

賃貸人(乙) 住所
氏名

⑩

保証人(丙) 住所
氏名

⑩

社団法人日本建設機械化協会
社団法人全国建設機械器具リース業協会

協会支部名簿

平成21年6月現在

支部名称	支部長名	事務局長	〒	所在地	TEL	FAX
北海道支部	伊藤 豊	小野寺康夫	060-0034	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485	011-222-5612
青森支部	気田福俊	浅野修司	034-0051	青森県十和田市伝法寺字大窪62-1 青森リース(株)内	0176-28-3111	0176-28-2837
秋田支部	三浦正義	小室忠男	010-0201	秋田県潟上市郡天王字棒沼台282 (株)秋田中央機工内	018-872-2402	018-872-2403
岩手支部	高橋悦見	高橋良男	028-3623	岩手県紫波郡矢巾町煙山第10地割27-1 (有)ダイユウ機販明広内	019-611-2234	019-611-2234
宮城支部	長根常雄	小原 透	984-0015	宮城県仙台市若林区御町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合会館2F	022-238-1751	022-238-1752
山形支部	東海林寛次	東海林寛次 (兼任)	990-0864	山形県山形市陣場1-9-15	0236-84-9455	0236-84-2449
福島支部	佐藤清二	斎藤 博	963-8862	福島県郡山市菜根4-11-32	024-933-7803	024-933-7813
新潟支部	酒井安治	吉田準一	950-0941	新潟県新潟市中央区女池8-14-17	025-284-6605	025-284-5265
群馬支部	石塚幸司	石原栄志	371-0013	群馬県前橋市西片貝町4-5-15	027-243-2822	027-243-5595
栃木支部	北條光一	伊藤義昭	320-0041	栃木県宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館4F	028-621-6062	028-621-1923
東京支部	岡添紘樹	前田秀雄	101-0038	東京都千代田区神田美倉町12-1 キャビル5F	03-3255-0515	03-3255-0516
神奈川支部	風間英夫	植田美奈江	221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町2-10 アール・ケーブラザ横浜III1103	045-440-1116	045-440-1117
長野支部	若尾信夫	倉田五郎	395-0004	長野県飯田市上郷黒田2731-1	0265-23-9605	0265-23-9616
静岡支部	田島潤一	田島潤一 (兼任)	422-8035	静岡県静岡市駿河区宮竹1-14-14 (株)レント内	054-238-8022	054-238-8033
中部支部	榊原 章	水谷勝治	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3F302	052-203-1657	052-203-1658
富山支部	大愛恒雄	小倉秀信	938-0004	富山県黒部市飯沢831-2 小倉方	0765-52-2688	0765-57-1265
石川支部	安田正之	大山 勇	920-0018	石川県金沢市三口町水13-1 コーポミツクチ10号	076-238-7097	076-238-7597
福井支部	河崎晴一	森井敏彦	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2F	0776-24-7295	0776-24-7296
滋賀支部	吉川喜彦	樋上ちえみ	524-0013	滋賀県守山市下之郷3-14-25 第一観光ビル2F	077-581-0481	077-581-0481
京都支部	石橋久仁夫	吉田栄次	604-8831	京都府京都市中京区四条通中新道西入 高石機械産業(株)内	075-802-0171	075-841-1595
大阪支部	北野一雄	中谷穂利枝	556-0021	大阪府大阪市浪速区幸町2-3-14 ダイトービル505号	06-6561-7405	06-6561-7407
和歌山支部	角口賀敏	丸田美枝	640-8303	和歌山県和歌山市鳴神588-1 VPビル1F	073-474-5789	073-474-1038
兵庫支部	末田芳晴	神田久大	650-0025	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル2F	078-361-2481	078-361-2487
中国支部	宇都宮昭憲	高島英昭	733-0873	広島県広島市西区古江新町4-23 アルファ大田201号室	082-275-0532	082-275-0538
四国支部	仲田優晴	美馬 博	770-0044	徳島県徳島市庄町3-16 喜多機械産業(株)内	090-7789-2823	088-631-9270
九州支部	中野 登	伊藤公明	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル6F	092-482-6685	092-452-2563
沖縄支部	佐久本嘉幸	富村英生	901-2101	沖縄県浦添市西原1-11-2-201	098-876-6410	098-876-6410

あ と が き

会員各位におかれましては、日頃より協会活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

巻頭言の荒井会長の挨拶にもありますが、平成二十一年第三十六回定期総会（五月二十六日開催日）が滞りなく終了いたしましたので「かいほう66号」によりご報告いたします。

なお、平成二十年度は、米国発の金融機関等の破綻の影響で全世界の経済活動は急激な落ち込みになり、我が国経済においても影響大でありました。

さらに、メキシコ発の新型インフルエンザも全世界で猛威をふるっておりましたが、一応沈静化したようです。

このような現象から、全世界は想像以上にグローバル化されていることを認識されたことと思います。

我々業界を取り巻く経営環境は建設業界の不況により厳しい状況ですが、これからもレンタル業界への期待は大なるものがあり、平成二十一年度の事業計画が示されておりますので、これまで以上に各会員が一丸となって取り組んで頂くことにより、組織の活性化が図られることになると思いますので、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、会員各位のますますのご隆盛を祈念申し上げます。

平成二十一年六月

事務局

かいほう

No.66

発行日 平成二十一年六月
発行者 社団法人 全国建設機械器具リース業協会

〒一〇一〇〇三八
東京都千代田区神田美倉町十二一
キヤビル五階

TEL 〇三―三二五五―〇五一
FAX 〇三―三二五五―〇五三

発行責任者 運営委員会
制作編集 株式会社 ユニ・ポスト

〒一〇一〇〇四七
東京都千代田区内神田三―四―十二
TEL 〇三―三二五二―〇〇一三





かいほう
No.66